

「船橋市、市川市及び浦安市の管内に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置すること」を求める会長声明

国に対し、速やかに予算措置を講じて、千葉家庭裁判所市川出張所を支部に昇格させ、あわせて船橋市、市川市及び浦安市の管内に千葉地方裁判所の支部を設置することを求める。

現在、船橋市、市川市、浦安市3市の管内の人団は、約125万人と多くの人口を抱えているものの、同管内には、地方裁判所及び家庭裁判所の支部はなく、扱える事件数が相当限定される簡易裁判所及び家庭裁判所出張所（市川簡易裁判所及び千葉家庭裁判所市川出張所）しかない状況である。

そのため、訴額が140万円を超える民事訴訟事件や民事執行事件、保全事件、破産・再生事件などは千葉市にある千葉地方裁判所本庁で行う必要があり、また、人事訴訟事件、少年保護事件なども千葉市所在の千葉家庭裁判所本庁で行われている。

更に、市川簡易裁判所・千葉家庭裁判所市川出張所の現状をみても、既存の庁舎の待合室や法廷が明らかに不足していることや、家事事件の事件数は、本庁や同管内と同程度の人口をカバーする松戸支部に匹敵するほど多いにも関わらず、千葉家庭裁判所市川出張所に常駐の裁判官が1人もいないため事件処理の遅滞が生じていることなど市民の利用にとって様々な問題が生じている。

このように人口が多い地域で地方裁判所及び家庭裁判所の支部がないことは全国的にみて極めて特殊な例であり、同管内には、司法基盤が人的にも物的にも不十分・未整備であり、あってはならない「司法の地域格差」が現に存在する。また、上記のとおり家事事件の数が本庁や松戸支部と匹敵すること、及び、他県の本庁、例えば、水戸家庭裁判所や宇都宮家庭裁判所などよりも家事事件の数が多いことからすれば、裁判所を実際に利用する市民にとっても裁判所支部設置のニーズは相当高いものと推察される。

この点、船橋市、市川市、浦安市の地元でも、昭和39年から、各自治体及び市川調停協会による請願・陳情等の活動が継続してなされてきてはいるが、裁判所支部の設置までには至っていない。

そこで、当会京葉支部は、平成23年11月、首都圏14の弁護士会支部とともに、日本弁護士会連合会や千葉県弁護士会との共催、及び、千葉県、船橋市、市川市、浦安市の後援を得て、支部設置問題を検討すべく首都圏弁護士会支部サミットを開催したところ、一般市民が多数来場し、会場が満席になるなど、弁護士等の専門家だけではなく、一般市民からの声も次第に大きくなっていることが窺われた。

また、平成25年2月には、市川市内において、関東弁護士会連合会主催により、初めて地方で支部交流会が行われ、同管内に千葉地裁及び千葉家裁の支部を設置するための積極的な討議が行われ、同管内の支部設置問題が関東弁護士会連合会管内でも広がりを見せるようになってきた。

更に、本年3月6日には、船橋市内において、日本弁護士連合会主催による地域司法シンポジウムが開催されることが予定されている。このように、既に現時点では同管内の支部設置運動が単なる一地方の問題ではなく、全国レベルの問題であることが広く認識されるに至っている。

以上より、当会としては、支部設置問題が大きくクローズアップされている現在、日本弁護士連合会及び関東弁護士会連合会と協同して、広く市民の方々の理解を得ると共に、広く報道関係者に裁判所支部設置問題に关心を持ってもらい、かつ、国の関係諸機関への一つの働きかけの手段として、上記3市管内に千葉家庭裁判所及び千葉地方裁判所の各支部の設置を求める次第である。

2013年（平成26年）2月26日

千葉県弁護士会
会長 湯川芳

